

## 高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム

太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、住宅の電力の一部を賄うシステムをいう。

(2) P P A

電気を使用者に売る電力事業者（以下「P P A事業者」という。）と電力の使用者（以下「需要家」という。）との間で結ぶ「電力販売契約」という。

(3) P P Aに基づく太陽光発電システム

需要家がP P A事業者に敷地、屋根スペース等を提供し、P P A事業者は太陽光発電設備の無償設置、運用及びメンテナンスを行うシステムという。

(補助金の交付)

第3条 市長は、低炭素社会構築に向けて、本市内の住宅に補助金の交付の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象システム)

第4条 補助対象システムは、P P Aに基づく太陽光発電システムとし、かつ、別表第1に掲げる補助条件を全て満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象システムの設置に要する経費とし、補助金の額は、別表第1の補助金額の欄にかかる金額とする。

2 補助金の交付は、同一住宅に対し1回限りとする。

(補助対象者)

第6条 補助金交付の対象となる者は、自らが居住又は所有する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを設置した個人（以下「設置者」という。）で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次に掲げる者であること。

ア 設置者又は同居の家族がP P Aを提供している事業者とP P Aに関する契約を締結していること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと

ウ 補助対象設備について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助金を受けていないこと。

（2）市税に滞納がないこと。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表第 2 に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付条件）

第 8 条 補助金の交付決定に当たり、市長が付する条件は次のとおりとする。

（1）申請者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、これに応ずること。

（2）申請者は、市長が第 11 条の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、これに従うこと。

（3）申請者は、市長が第 12 条の規定による補助金の返還を請求したときは、これに従うこと。

（4）申請者は、補助対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。

（5）申請者は、市長が補助対象システムの使用に伴い発電・蓄積したエネルギー等に関する情報の提供を求めたときは、協力すること。

（交付決定の通知）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書兼振込依頼書（様式第 3 号）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとし、補助金の交付は、金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第 11 条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずることができる。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以降に協会に補助金の申請をした者に対し、適用する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日以降に工事契約をした者に対し、適用する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、一般社団法人太陽光発電協会（以下「協会」という。）が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程に基づき、協会から補助を受けて住宅用太陽光発電システムを設置した者に係る取扱いについては平成 26 年度に限り従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、一般社団法人太陽光発電協会（以下「協会」という。）が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程に基づき、協会から補助を受けて住宅用太陽光発電システムを設置した者及び平成 27 年 4 月 1 日以前に工事請負契約等をした者に係る取扱いについては平成 27 年度に限り従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の設置に係る契約がなされた太陽光発電システムについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた者に対する補助金については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

補助対象システムの補助条件及び補助金額

| 補助対象システム               | 補助条件                                                                                                         | 補助金額                               |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| P P Aに基づく太陽<br>光発電システム | <p>ア 未使用品であること。</p> <p>イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。</p> <p>ウ 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。</p> | <p>1 件当たり</p> <p>5 0 , 0 0 0 円</p> |

別表第 2（第 7 条関係）

申請書の添付書類

| 補助対象システム            | 添付書類                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P P A に基づく太陽光発電システム | <p>ア 事業実績書（別記様式）</p> <p>イ P P A に基づく太陽光発電システムに係る申込書の写し</p> <p>ウ サービス利用開始後における、サービス利用料を支払ったことがわかる写しまたは領収書</p> <p>エ P P A に基づく太陽光発電システムの設置場所に居住していることを証明する書類（住民票の写しや運転免許証等の写し）</p> <p>オ 位置図（付近見取り図）</p> <p>カ 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> |

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住 所

氏 名

連絡先 TEL

年度高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金交付申請書

年度において高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金の交付を受けたいので、高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付対象システム P P A に基づく太陽光発電システム

2 交付申請額 金 50,000 円

3 税情報の確認に関する同意 どちらかにチェックしてください（例 ☒）

私は、補助金の交付に必要となる条件の確認のため、高岡市が保有する私（申請者）の税務情報を貴職が確認することに

☐ 同意します。

☐ 同意しません。

4 誓約 下記内容を確認のうえ、チェックしてください（例 ☒）

私は、高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金の申請にあたって、下記の事項について誓約します。

- 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しません。
- 2 補助対象設備について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助を受けません。

☐ 上記の内容について確認し、誓約します。

## 事業実績書

## 1 対象住宅の概要

|               |              |
|---------------|--------------|
| 申請者氏名         |              |
| 補助対象システムの設置場所 | 高岡市          |
| 設置した住宅の区分     | 新築 ・ 既築 ・ 建売 |

## 2 導入システムの概要

|     |                       |       |        |
|-----|-----------------------|-------|--------|
| 太陽光 | 太陽電池モジュールのメーカー名       |       |        |
|     | 太陽電池モジュールの型式及び出力と使用枚数 | ①     | W × 枚  |
|     |                       | ②     | W × 枚  |
|     |                       | 合計出力※ | kW     |
|     | パワーコンディショナのメーカー名      |       |        |
|     | パワーコンディショナの型式及び定格出力   | ①     | kW × 台 |
|     |                       | ②     | kW × 台 |
|     |                       | 合計出力  | kW     |

※小数点第2位以下は切り捨てる。

## 3 工事の概要

|         |              |        |
|---------|--------------|--------|
| 工事経費    | ① 太陽電池モジュール  | 円（税抜き） |
|         | ② 架台         | 円（税抜き） |
|         | ③ パワーコンディショナ | 円（税抜き） |
|         | ④ 蓄電池        | 円（税抜き） |
|         | ⑤ その他付属機器    | 円（税抜き） |
|         | ⑥ 設置工事に係る費用  | 円（税抜き） |
|         | 工事経費の合計      | 円（税抜き） |
| 施工業者    | 名称           |        |
|         | 所在地          |        |
|         | 電話番号         |        |
| 手続き代行業者 | 名称           |        |
|         | 所在地          |        |
|         | 電話番号         |        |

住所

氏名 様

高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金については、高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定したので通知する。

年 月 日

高岡市長



- 1 補助金の金額 金 50,000 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の交付条件

年 月 日

高岡市長 あて

住 所

氏 名

補助金交付請求書兼振込依頼書

金額 50,000 円

高岡市住宅用太陽光発電高度利用促進補助金を上記のとおり請求します。

また高岡市から受ける補助金については下記口座に振込み願います。

|             |                  |                                 |
|-------------|------------------|---------------------------------|
| 振<br>込<br>先 | 金融機関名及び<br>本・支店名 | 銀行・信用金庫・信用組合・農協<br><br>本・支店・出張所 |
|             | 預金の種類及び<br>口座番号  | 普 通<br><br>口座番号<br><br>当 座      |
|             | フリガナ             |                                 |
|             | 口座名義人            |                                 |

※ 添付書類 口座番号及び口座名義人の確認できる書類（通帳表紙の裏面など）の写し